

令和6年度第2回岡崎市災害ケースマネジメント推進会議 会議録

- 1 開催日時 令和7年2月4日(火) 午前14時00分～16:00
- 2 開催場所 岡崎市役所東庁舎2階大会議室
- 3 出席委員 青木康人 上松健太郎 浦野愛 柄谷友香 佐々木裕子 菅野拓
寺田浩文 平山修久 松澤真由美
欠席委員 津久井進
- 4 傍聴者 0名
- 5 説明のために出席した職員
市民安全部長 豊田康介
防災課長 小林也寸志
防災課副課長 伊藤浩貴
総務文書課副課長 山田佳乃
人事課長 岩瀬雅哉
岡崎支所長 横井正子
東部支所長 山崎美和子
多様性社会推進課長 本間孝司
地域福祉課副課長 青山宏樹
ふくし相談課長 齊藤哲也
障がい福祉課長 高橋広
長寿課 長野友
介護保険課 天野智
保健政策課長 野澤秀喜
保健予防課長 加藤直之
健康増進課長 青山政美
商工労政課 酒井沙織
建築指導課長 加藤宏幸
住宅計画課長 酒井雅弘
防災課地域防災係係長 菅沼貴之
防災課地域防災係主査 内藤あやの
防災課地域防災係主事 福田裕介
防災課地域防災係主事 西隼太郎

6 会議次第

議題

- 1 今年度の取組報告
 - 2 ケース会議について
 - (1)位置づけについて
 - (2)個人情報の取り扱いについて
 - 3 大規模地震発生時の福祉支援体制について
 - 4 推進会議・研修の進め方
- その他

議題1 今年度の取組報告について

今年度の取組について事務局より説明

菅野会長

ご意見、質問あればお願いします。

平山委員

少し、厳しい意見となります。今年度、災害ケースマネジメントの推進ということで、第一歩目の取組について様々な活動をしていることはよく分かりましたが、今回研修等の中で、何が達成できたのか、各部局関係者との認識の違いを小さくしていくことができているかなどは今回のアンケート結果のみでは見ることができないと思う。継続的に研修を進めていくのであれば、知識の習得、関係者との関係づくりなど目的をもって次年度以降取り組んでいただく必要があるのではないか。

2点目、今年度の活動は進んでいるが、これから災害ケースマネジメントを実施していくにあたり、現状の岡崎市で何がこれからの課題か、その課題を克服するために誰が何を行うのかの整理を行う必要があるのではないか。個人情報に関してはこれから説明あるかもしれませんが、個人情報をクリアしただけで進めていけるわけではないので、課題の分析もこれから進めていただきたい。

菅野会長

次年度以降を見据えて岡崎市の課題は何か、どのようにアクションプランを作っていくのかという内容であるかと思いますが、事務局からご意見はございますか。

事務局

現状の課題の整理、分析は行えていないので今後進めていきます。

菅野会長

ほかにご意見は。

佐々木委員

報告いただいた中に個人情報の取り扱いのところや、シンポジウムでのお話がありました、平時の想定では対応できない内容もあったということで、訪問調査票が標準を基に岡崎市版を作成したということですが、標準版で使えなかった理由などは課題に繋がることであると思いますので、今後の課題の洗い出しに具体的に反映させていただけると良いかと思えます。

菅野会長

課題等が見つかったので調査票も変更していると思われませんが、その点について例示でも結構ですので事務局よりお話を伺いますか。

事務局

様々な職種の方がお見えになり、福祉関係では普段からアセスメントシートを使いプランに移行するケアマネジメントを行っています。同じ人を対象としても職種によりアセスメントの視点が異なり、そこを一枚のアセスメントシートにまとめようとしているところで、意見のすり合わせが今年度まとまらなかったという状態です。福祉でも介護と障がいでは内容が異なることがあり、福祉関係でまとまっても、他部局、例えば住宅部局であればまた違った視点がある。いろんな職種の方がアセスメントする中で、データ一元化するため、帳票を一元化したいと考えています。何がベストなのかを検討しているところであります。

浦野委員

今年度の取組ということで行政、専門職、一般市民に伝えるということでシンポジウム、勉強会等を開催したということは、土壌づくりとしてはかなり丁寧に取り組んでいただいていると感じました。その中で、現場サイドでは2～3段階のアセスメントがありました。まずは医療の段階で緊急性の高いところで、DMATの方や保健師が行っているアセスメント。我々が社会福祉協議会と現場で生活課題を見つけるアセスメントでは、初めの糸口を作るというレベルでのアセスメントと、その結果を基に詳細に専門職の方が行うものと2段階ありました。糸口をみつけるということではマンパワーが必要であり、一般のボランティアの方、普段から地域で取り組んでいる福祉推進委員、民生委員が使えるレベルのものではないと難しい。その人たちが全部を一回のアセスでキャッチすることは難しいですが、これだけは聞いてくれると、ボラセンで対応できることなのか、介護福祉の専門職でないといけないのか、家の修繕がわかる人につながないといけないのか、公的支援制度の申請に関する内

容なのか、物資食事などを運ぶだけで良いのかなどを掴めるかと思います。それが掴めれば具体的に支援できる人たちに分散していくことができるようになるので、初めに使うのはその程度で良いかと思います。私のイメージと提案されているものがどの程度噛み合うのかはわかりませんが、今言ったレベル感を基に支援ができる人たちに分散していくものでないと、マンパワーを確保するにはいろんなレベル感の人たちがお見えになるので対応しきれなくなる心配があります。

あと、従来の福祉サービスに繋ぐといっても、大規模災害時はもともとある福祉サービスは大方停止してしまう。結局繋ぎ先がなくなるということがありますので、繋ぎ先をどう確保していくのかということが次の課題としてある。福祉、在宅看護、リハビリ、生活支援を行っている方で構成されているチームと一般の人たちでも行える見守りなどのチームを誰がコーディネートし、誰が行うのか来年以降決めていく必要があると思います。

菅野会長

アセスメントシートは一枚でどの段階でも、というわけにはいかないという話だと思いますが、乱立するのもいかがなものかと思います。今のお話を参考にして事務局でご対応ください。

柄谷委員

前回の会議でも申し上げたと思いますが、オール岡崎で取り組むことは達成できていると思います。次のステップとして岡崎市災害ケースマネジメントのロードマップを今年度の実績から描き、それを参画される方々で共有して達成していく、確認していくことが重要。先進地へ聞き取りをなさったとのことですが、困りごとを引き出すアウトリーチの対象が災害時の建物被害、平時の暮らしが困難ってところがスイッチとなっていると思われませんが、アウトリーチを担う人、福祉医療の方々に人数の限りがある中で、こういった方々が補填されていたのかを伺いたい。背景としては、福島で発達障害の支援にあたる医師、ケアマネさんとお付き合いがあるのですが、平時から困りごとを汲み取ることが専門家でも非常に困難であると声を聞いています。これまで聞き取りを行ってきた中で、こういったアウトリーチ、コミュニケーション、介入が有効であったか、課題であったか教えていただきたい。

菅野委員

いくつか見てきた中で意見はございますか。

事務局

視察の結果からご報告します。調査員については、三原市では社協の職員、坂町ではNPOが募集した方、倉敷市では社協の職員が行っています。坂町では近隣の社会福祉士などが調

査員になっていましたので、調査票の評価項目だけでなく、調査員の所感を書いた部分が支援に繋がったという声がありました。三原市では調査員への研修を行っていました。倉敷市では調査員に心理的な負担がかかるため、確実に休めるような環境を作るなどしていました。坂町では支え合いセンターを済生会という医療法人に委託をしていましたが、平時から包括の委託をしているようで、災害発生前から核となる人が地域に入り活動されているようでした。その人が来るなら話をしたいと思われているなど、日ごろから地域のつながりを深めることが大事であると感じました。ただ、岡崎市では規模も大きいため、全てが行えるわけではないため、今後協定等を進めて行き、内部外部に協力をいただきながら実施していきたいと考えている。

柄谷委員

ありがとうございます。顔の見える関係でその道のプロの人がアウトリーチを行うことが信頼を得るには良いとは思いますが、大規模災害が岡崎市クラスの都市の規模で起きた際、そのような形が出来ない可能性が大きい。初動で行うアウトリーチ、担当される方でできること、できる範囲の内容、そのあと繋ぐ人は変わり、第二のステップではより深掘して困りごとを探っていかなければならない。災害が起こった後のフェーズに合わせて画一的に決めるのではなく、フェーズに応じたアウトリーチが必要であると考えます。

菅野会長

平時のつながりの部分とうまくどう組み合わせるのか、簡易の入り口の部分と比較的専門性が高い人たちがどう入っていくのか。

上松委員

この1年、色々やってみたことは、非常に素晴らしいこと。今後は、より具体的な取組を進めていくと思います。私が、愛知県のいくつかの自治体の災害担当の方とお話させていただくと、災害ケースマネジメントに対して自治体としてどのようにかかわっていけばいいかわからない、という声や、ただでさえ忙しいのに災害ケースマネジメントまで手に負えないという不安を聞くこともあります。岡崎市の取組は、他の自治体からも注目される取組になると思います。引き続きよろしくお願いします。

菅野会長

注目の岡崎市ということで、愛知県下、全国でも注目されていくと思います。それでは議題2に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

議題2 ケース会議について

(1)位置づけについて

(2)個人情報の取り扱いについて

事務局より説明

菅野会長

ご意見等がございますか。初めは体制の話で地域調整会議を重層の枠組みで行い、第2層で住まいの再建支援会議というのがケース会議ということになると思います。様々支援に繋がっていくことになると認識しました。その中個人情報をどう扱うかということですが、本人同意が得られない場合どうするかということルール化したいということだと思います。

浦野委員

支え合いセンターを直後から立ち上げるということですが、メインの窓口はどこを想定していますか。あと災害ボランティアセンターが設置されると思いますが、どうすみ分けをされるのか。

情報提供ですが穴水町では2つの会議体が動いており、一つは三者連携といわれるところで動くもの、三者定期協議と名前がついていますが、市、社協とボラセン、民間のNPO団体が2週間に1回集まり、それぞれどのように動いているのか、課題感を共有し解決策を全体で見出していく会議、それともう一つ個別ケースに関する、災害ケース検討会議という会議ですが、個別の方を出発時点から今時点からトータルで見ていくという会議体です。

今回の資料では、2種類の会議体がございますが、場面で区切られているのか、被災者のニーズによって分かれているのかが不明ですが、それにより会議体が2つに分かれているということであれば、課題で区切る必要はないのではと考えます。一人の人が抱える課題は全てが複合して出てきますので分けない方が良いと思います。

個人情報に関しては、確かに発災直後は目的外利用が適用されることは問題ないと思いますが、被災高齢者等把握事業が動き出したのが2月から3月ころであり、そこで使用した調査シートについては本人同意欄がありましたので、その辺りから個人情報の取り扱いを意識する必要があると思われます。

菅野会長

地域支えセンターの窓口、会議体の2つの分け方の意味、個人情報の取り扱いについてございましたが事務局いかがでしょうか。

事務局

対外的な窓口は総合相談窓口が設置されるため、そこで受けた相談、あるいは2層のところで上がってきた相談を地域支え合いセンターで受け止めると考えています。一般的に地域支え合いセンターは社会福祉協議会で行うこととなりますが、発災直後はボランティア

センターがメインになってきますので、発災直後は行政が中心に運営していこうと考えています。

2つ目のご質問ですが、生活住まいの再建支援会議と繋がり支援会議の役割がわかりにくいということですが、大規模災害が起きた時、全てを地域支え合いセンターで受け止めることは困難であると考えています。地域調整会議である程度吸収し、地域調整会議を経由しない総合相談窓口から来たものなど、地域調整会議は全て網羅できないが、住宅の要素があるなどする場合は、地域支え合いセンター事務局でもう一段のトリアージをしたいと考えている。イメージとしては個別相談については生活住まいの再建支援会議としている。浦野委員が仰るように3者連携が重要となり、個別支援とその他の会議が個別支援繋がり会議とイメージしていた。

浦野委員

生活住まいの再建支援会議にはNPOが入っていないように見えている。土業のかたが多く、生活住まいの再建支援会議にそれ以外の人たちが関わり合いにくくなっているように見える。そういうつもりはないと思いますが、わざわざ分ける必要はないのではないのでしょうか。

菅野会長

おそらく、機能で分けているのではなく、個人情報取り扱いで分けていると私は理解しましたが、行政からの個人情報が提供される場が生活住まいの再建支援会議で、それ以外の地域として必要なことなどが繋がり支援会議であると認識している。協定の中で個人情報が取り扱える先として、土業の方々は委託関係ではないのでここで扱えるようにするという認識ですが。

事務局

生活住まいの再建支援会議について、NPO法人等を全く排除するつもりはない。生活支援をしてくれる、NPO法人も生活住まい再建支援会議の構成員となっていただく想定をしている。当初案として会議体が3つございましたが、それを2つにしているところでございます。個別支援とコミュニティ系を分けたかったというのが意図です。

浦野委員

よくわかりました。そのように機能で分けているのであれば違和感がありません。あと個人情報については各関係機関が誓約書を書くことで本人同意が得られなかった方の情報が共有することができるということはないのでしょうか。個人情報がないと情報共有が困難なケースもあると思います。

菅野会長

少し整理させていただきます。生活住まいの再建支援会議及び、第2層と呼ばれている包括がメインになるかと思いますが、地域福祉拠点を地域支え合いセンター扱いして、そこでもまずは会議。しんどい場合、第1層に移り、事務局、岡崎市が取り上げ、生活住まいの再建支援会議にあがってくる。おそらく地域福祉拠点で行う地域調整会議も、生活住まいの再建会議も社会福祉法106条の6の支援会議として扱うので、この中では本人同意なく個人情報やり取りは可能であるということで良いですね。マスクしている場合の話はどこの話ですか。繋がり支援会議のことでしょうか。

事務局

社会福祉法と個人情報保護法の整理が出来ていない部分です。考え方として、地域の方たちが思い切った活動ができないことが怖いので、社会福祉法第106条の6により発災直後は適用できるというメッセージを出したいと思っている。

では長期化する場合どの時点で同意を必要とするか明確に線引きはできませんが、委員の皆様の方策をいただければそのように行うことも可能です。第一回の会議時に条例を作る的な話をさせていただきましたが、個人情報保護法より強い条例があるのかという点で、悩ましいところです。皆様のご意見も伺いたいところです。

事務局

個人情報保護法69条の1項には法令に基づく場合が規定されていますが、条例は含まれません。法の引用を受けた条例であれば良いが、災害対策基本法には条例で定める規定がないため、条例を定めても法に反することになる。個人情報保護法について独自の解釈はできない。

菅野委員

重層における支援会議として行う場合は個人情報共有の問題はないと理解していましたがいかがですか。

事務局

行政に情報提供を求めることができる。という規定であり、公務員はみんな守秘義務があり、守秘義務が解除されるかどうかは、この規定があるから何でも回答しなければならないというわけではない。提供することによる利益と不利益を天秤にかける必要があります。

菅野会長

利益が何であるか明示して話れば良いのですか。生活住まいの再建支援会議では目的からしてその方の生活住まいの再建をどう促すかということなので、その規定次第なので

しょうか。重層ではどのように考えられていますか。

事務局

原則は市役所の関係各課がほとんどですが、民生委員、自治会長が入る場合は誓約書をもって行っている。個人情報保護法に関して条例委任されていないという所については内閣府にも働きかけていただきたい。

菅野会長

個人情報については今日決まる話ではないと思います。国へ求めていく必要があると思いますので、事務局で一度整理をしていただきたい。今から防災庁が設置されるなかで、災害対策基本法も大きく変わっていくと聞いていますのでその辺りを見ながら進めていきたい。

上松委員

資料の中に、愛知県版災害ケースマネジメントでの工夫が紹介されています。愛知県版の事例では、パーソナル支援チーム会議という、関係者を集めてその人を支援するための会議を繰り返しています。それが社会福祉法に基づく支援会議に位置付けられるかという点について、愛知県版災害ケースマネジメントの整理としては、必ずしも位置付けられるわけではないという前提で、専門家、関係者の力を借りるための工夫をしていて、その一例が「会議の中で個人情報は取り扱わない」ということだと思います。また、社会福祉法の支援会議の定義を確認していませんが、仮に、愛知県版のパーソナル支援会議が、社会福祉法の支援会議と位置付けられるのであれば、法律により対応する可能性もあると思います。

個人情報保護法について、先ほど、市から説明のあった、災害ケースマネジメントは時間軸により取組の変化があるため、その中で最適解を模索していくという基本方針はとても良いと思います。災害ケースマネジメントの取組の中で、「本当は必要なことなだけで、個人情報保護法があるから、これはできない。だから支援をやめておこう」ということは、避けたいことだと思います。それを避けることができるのであれば、解釈、本人同意、仕組み、どのようにクリアしても良いかと思います。ただ、個々に対応していくと、事前に想定していた準備だけではクリアできず、グレーゾーンが出てくるケースがどうしても残ります。その時に最後のよりどころになるのが個人情報保護法第 69 条の 2 項 4 号の「明らかに本人の利益になるとき」等です。最初から、この条文でクリアできるから事前同意や仕組みづくりは必要ない、というのは違うと思いますが、最終的な局面ではこの条文の解釈で乗り越えることはありだと思います。また、たとえば、個人情報を開示した場合は本人に通知し、不服があったら申し出てもらう、というような制度を作り、そのような不服申立てがあった場合にはきちんと対応する、という形でも良いのではないのでしょうか。

菅野会長

今のご意見も参考にしながら考えていただきたいと思います。他にどうでしょうか。

平山委員

平常時の重層的なスキームを参考にすることですが、普段行っている重層的支援会議の中に第2層が入っていると理解していいのか。更に重層的支援の中でプランの作成にかかわる人たちは、岡崎市に何人いて、どこで活動していただくのか教えていただきたい。

事務局

重層の仕組みを使っていますが、具体的には多機関協働事業を適用していきます。重層的支援事業実施計画を令和3年度に岡崎市が策定しており、それに基づき、多機関協働事業を直営で行っております。相談支援包括化推進員は職員6名で行っています。岡崎市の支援会議の要綱上では、多機関協働事業者が支援会議を開催するということになっていますので、第2層、第1層についても相談支援包括化推進委員が関与していくことになります。

平山委員

そうすると生活・住まいの再建支援会議に大きく関わることになるという理解でよろしいでしょうか。

事務局

多機関協働事業については相談支援包括化推進員がメインになってくる。つながり支援については、例えば参加支援事業者、アウトリーチ等を通じた継続的な支援事業者がメインになってくると思います。

平山委員

普段の名称と災害時の名称が異なると、動けないことが多いので普段での名称、役職の方がどこなのかを、生活・住まいのところで個人情報も扱うという整理をするのであれば、構成員の中に相談支援包括化推進員を入れていただいた方が良いと思います。普段と災害時のスキームの考え方について整理いただきたい。

事務局

現状では当事者しか分からない形になっているので、整理はしていく。多機関協働事業をメインにしましたが、重層的支援体制整備事業は包括的支援事業と多機関協働事業、参加支援事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、地域づくり事業と5事業ございますので、これらが災害時にどのように対応するのか分かるように進めていきたい。

菅野会長

個人情報保護法のために支援が出来ないという状況にならないようにということが大きな趣旨だと思います。そこについてはどう行うのか、要綱を整理されると思いますので、皆さんに同意をしておきたいと思います。

議題3 大規模地震発生時の福祉支援体制について

事務局より説明

菅野会長

体制整備が必要であるとのことご提案だと思いますがご意見は。

柄谷委員

広域災害時において限られた人的資源をどう配分するのかという計画が見えづらいことが課題となると思います。外部からの自治体、NPO、企業の応援職員を踏まえて、受援体制をうまく位置づけられないかとかと考えました。初動は岡崎市、受援される側と外部の応援支援者で、時間の経過とともにそのスキームを見直し、ウエイトを地元サービス等に戻していくというプロセスをイメージ共有していけば良いのかと思います。背景としましては、能登半島地震で自治体応援派遣職員等への聞き取り調査を続けさせていただいています。外部の支援者の方を有効に活用できていないケースが多々あります。個別に聞いていきますと、災害時の個別業務である避難所運営、物資支援などに不慣れな職員が苦勞して従事しているケースもありました。保健職、福祉職など、平時よりコミュニケーションが得意な職員もお見えになるので、初動時には岡崎市だけで支援できない部分を応援職員に事前にアウトソーシングできるスキームを、得に初動においては重要であるのではないかと考えています。国でも大規模災害を見据え、例えば愛知県と遠方に離れた福島県をつなげて平時から協定を進める、人事交流をするなどを進めている。災害ケースマネジメントでも広域の受援体制をどう位置づけるのか、事前に整理することが効果的であると思います。

事務局

今現在は内部の連携を高めることを各法人にお願いしている形で、あまり外部の応援を期待しすぎないという部分もありながら、その部分の位置づけも今後検討していきたい。

柄谷委員

外部の応援を期待しすぎないということはとっても重要であると思います。能登半島の総括支援でも課題でしたが、外からお見えになります、その人たちが去ってしまえば支援が終わりではなく、来ておられる方を有効活用しつつ、岡崎市の中で主体的に行っていくというモードの変化が非常に必要である。まずは自分たちで行っていく、ただ、大規模で広域

な地震等を想定した場合には外部の支援をどう受け入れるかということにスイッチを入れるという考え方も重要であると思います。

事務局

今年度、いろんな先駆的なお話を伺い、輪島市では一週間経っても3割しか職員が参集できなかったということでした。宇和島市では西日本豪雨の時に大きな転機となったのは外部と繋がったということ。その中で、牛鬼会議とおむすび会議が出来たと。私も宇和島市の牛鬼会議、おむすび会議が災害ケースマネジメントでは重要だと思います。そういった意味で物資の受援も大事ですが、人の受援、ジョイントを岡崎市のどこの部署でどう行うか。人、法人団体とのジョイントするところ、受入体制を決めたい。そのための協定、つながり支援会議であり、福祉の支援体制について平時から考えていきたいと思っています。

寺田委員

災害発生時の市役所の体制について、1月11日のシンポジウムに参加させていただきました。輪島市のお話で災害発生時に市役所の職員が圧倒的に足りないという話がありましたが、災害時の臨時的任用職員の制度が使えないかと思っています。南海トラフ地震等の大規模災害時には他の自治体からの応援も困難であると思いますので、事前に臨時的任用職員を決めておけば事前に研修等を行うことで、災害時には即戦力になると思われま

事務局

臨時的任用職員を事前に配置ができないかというお話ですが、臨時的任用職員、任期付職員もですが、事前の任用はできない。災害が起こった際に、募集をさせていただき、任期付職員であれば最大5年まで任用できるため、災害が起きてから採用させていただくしか方法はないと考えています。

菅野会長

現実的には人が足りなくなってOBを活用する自治体も多く、現実的にはそうなることが想定されます。

一点私から情報提供として、今国会で災害救助法により福祉サービスの提供というものが規定されていくと聞いています。今のところはアウトリーチしていく、被災高齢者等把握事業については間違いのないと言われていますが、福祉サービスの提供という所で、福祉支援体制を作り、相互に応援するところの財源になるということも十分にあります。国会情勢を見ながらどう落としどころをつけるのか政府側の判断もあると思いますが、応援の person 費などは救助法からでることになれば、行政が絡んでいけないといけないと思います。災害対策基本法、災害救助法の改正の動向をみて検討を進めていただきたい。

平山委員

大規模地震発生時の福祉支援体制について災害時にどう考えるのかという所で、普段だと要支援要介護認定者、障がい児者の方の避難所の対応を考えると、まずは自宅の耐震化、家具の転倒防止等が出来ていて安全な空間があれば、ご自宅で過ごしていただく状況もあるかと思います。ライフラインが停止した場合は蓄電池、発電機などを支援するなど、事前の対策を進めることで、いざというときの対応の軽減が図られるため、個人情報ではありませんが、この方々の住宅の耐震化や災害への備えの状況分析をすることが大切だと思います。岡崎市の取組、災害ケースマネジメントの取組を支えるために行政として行っていかねばならないと思います。

事務局

制度としては、障がい者等の家具転倒防止についてはありますが、そういった方々の分析という所には至っていませんので、今後分析して備えていけるようにしたいと思います。特に避難所生活ができない人とかもいますので、そうすると在宅避難になりますので、分析も進めていきたいと思います。

浦野委員

能登でも介護事業所が軒並み営業停止になってしまったことで行き場をなくした高齢者の方が多く、その方々のために1.5次避難所が出来ましたが、その後のケアが行き届かないなどの問題がありました。必ず残っていく人たちがいるので、その人たちの受け皿をどうするのか、結論が出ていない。民間で個別訪問するなどの形で、専門の事業が回復するまである程度支えていったという所がありますが、その福祉センター等が各エリアの福祉の支援拠点となることが明確になっていけば、ここに支援を集めることで次の対応に繋がりやすくなるが見えてきます。そこには手帳を持っている人の情報などが集まり、支援者にある程度共有される流れになっていると思いますので、例えば日本障害フォーラムとか個別対応がかなりできるような団体が助けてくれれば、そこに情報共有することが今よりはしやすくなると思います。1点気になる点は、在宅の方の個別訪問で初期から回っている方が、保健士が多く、県外からの派遣のスキームがあるので、かなり早い段階から被災地に入って、在宅を回っておられます。保健士からも話を伺うのですが、災害由来の生活課題を見る視点が足りないで、その場の健康を見ることは出来ても、その後必要な生活支援のニーズキャッチは弱いと仰っていました。せっかく回っている人たちなので、その方たちが災害由来の課題の知識を持つ、専門職が来ても視点が足りない部分が必ず出てくるので、そこを埋めていけるような受け皿を目指していけると良いと感じます。

事務局

初動は、医療職や保健士の活動が大きく、そのあとは福祉の関係になるかと思いますが、

浦野委員が仰った通り、初動で入る人材がいますのでから福祉のフェーズに入っても継続できると良いと思ひ、発災直後から地域支え合いセンターを立ち上げて医療、福祉の連携をとれると良いと思ひています。初めの議題に戻りますが、福祉、医療とアセスメントが異なるという所があり、本日は検討しているという所までですが、アセスメントシート等をどうしていくか、医療の第一段階、生活再建の2つの段階など検討すべき課題と考えていますので、お知恵をいただければと思ひます。福祉支援体制についてですが、能登半島地震を見ていると医療チームが福祉の仕事をしていたという話も聞きます。早く福祉サービスを平常に戻すということで、私どもも福祉の事業所の方々と対話を始めていますが、総論は了解を得られても、報酬や、指示系統の各論になると疑義が出てきてなかなか進まない状況です。

菅野会長

広域避難であるとか、福祉サービスが地域で動かないというのが能登半島地震の最大の課題の一つ、平時の脆弱性がそのまま出てしまっているということでもあるので、モデルを作るという意味でも積極的に検討いただきたい。

議題4 推進会議・研修の進め方

事務局より説明

上松委員

研修の全体像としては良いと思ひます。調査の演習については、本日の会議でも調査票の話が出ましたが、どのような調査票がよいかは使ってみないと分からないため、研修の演習として調査票を使ってみるのも良いと思ひます。

佐々木委員

調査票について、例えば被災地に行かれたご経験のあるかたで、平常時にアウトリーチの活動をされている専門職の方の意見を聞くのも一つの方法と思ひます。平常時、被災地の両方の視点が加われば被災後の支援ニーズにマッチしやすいと思ひます。

菅野委員

ご意見を受け止め進め方に反映させてください。他にございますか。

佐々木委員

全体のところで、大規模地震発生時の福祉支援体制について一部計画をご一緒させていただいたことがありますが、岡崎市は地域が大きく、人材に課題ということを共有させていただきましたが、分野を分けての研修会ではなく、地域ごとのいろんな分野の方が一緒になって研修させていただいたときに、それぞれの分野の課題が共有出来て小さな地域として

課題解決していけるのではないかなどの提案が出てきました。いろんな課題を一年通じ実施して出させていただいていますが、研修会での課題を積み重ねで新たなスタッフを入れていただければ良い部分もあると思います。訪問看護という部門で、医療にも、災害時の福祉分野に含まれなく、訪問看護の分野の人たちが在宅医療の分野の人たちに我々も入れてくれという話が過去の災害の状況でありました。医療なのか介護福祉の分野なのかそこに届くような仕組みにさせていただくとアウトリーチの専門家でもいらっしゃいますので、そこを活用できるようにしていただければと思います。一定の区切りがついたような表現が、各分野で異なる段階を感じていくことがありますので、言葉や、支援者をどこまで、いつまでということもあるかと思いますが、聞き取りをされてから、一つずつ具体的にしていけば良いと思いました。

先ほど協定を結ぶという話もありましたが、もともと、岩手県で釜石市と石巻市が遠野市と協定を締結していて、被災したらそこに遠隔避難ができる仕組みを発動したという例を伺い、視察に行かせていただきました。そのような事例も組み込みながら、個別の具体的な支援をどうするのか考えられると良いと思いました。また、能登では情報共有が非常に迅速な避難に役立ったという話もお聞きしていますので、情報発信を得意とされる新しい分野の方と繋がりがたら良いなと思いました。

人材育成についてですが、退職された看護職の方々を災害支援の時の避難所の担当者として育成しておくという取り組みをしている所もありました。退職後のいろんな職員達に活動をしていただけるような仕組みづくりをあらかじめ行っておけると、地域状況に合わせた対応が可能であると思いました。

菅野会長

災害ケースマネジメントはオペレーティングシステム的なもので、いろんなものがこの枠組みに乗ってくるものですので、是非、全国モデルになるような取組につなげていただければと思います。

これで本日予定していました議事は終了となります。

事務局

次回の推進会議は8月を予定しています。また、日程調整をさせていただきますのでよろしく申し上げます。